

# マル経資金

◎ 貸付限度額 運転／設備1,500万円までご利用可能です。

◎ 担保・保証人 不要 法人代表者の保証も不要です。

◎ 金利 1.60% (平成25年12月13日現在)

◎ 返済期間 運転7年以内・設備10年以内

◎ ご利用いただける方 ～



◆ 1年以上熱海市内で事業を営み、商工会議所の経営指導を6カ月以上受け、経営改善を目指す下記の要件を満たす方。

① 常時使用従業員20人以下（商業・サービス業は、5人以下）の小規模事業者。  
(商工業者であり、日本政策金融公庫の非対象業種でないこと。)

② 所得税（法人税）、事業税、市県民税の滞納が無いこと。

③ 許可業種である場合は、既に許可を得ていること。

※ 決算内容や借入金等の状況により  
ご融資出来ない 場合もあります。

※ 資金用途は事業資金に限ります。

= ご利用の手続き =

- ① ご相談・お申込
- ② 商工会議所の推薦
- ③ 日本政策金融公庫ご融資

## ◎ 申込書類

法 人	個 人
<ul style="list-style-type: none"><li>① 所定の申込用紙（商工会議所にあります。）</li><li>② 法人の登記簿謄本（3カ月以内のもの）</li><li>③ 確定申告書・決算書（勘定科目の明細を含む）の2期分の写し。（決算後、半年以上経過している場合は最近の試算表を併せて提出）</li><li>④ 法人税・法人事業税・法人市県民税の領収書又は、納税証明書。</li><li>⑤ 借入金返済明細書の写し。</li><li>⑥ 不動産を所有している場合は、登記簿謄本</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 所定の申込用紙（商工会議所にあります。）</li><li>② 確定申告書・決算書の2期分の写し。</li><li>③ 所得税・事業税・住民税の領収書又は、納税証明書。</li><li>④ 借入金返済明細書の写し。</li><li>⑤ 不動産を所有している場合は、登記簿謄本</li><li>⑥ 直近までの売上・仕入の状況が判断できる資料</li></ul>
<p>● 許認可のある方は、許認可証の写し。 ● 設備資金での利用の方は、見積書が必要となります。</p> <p>◆ 個人・法人企業ともに上記の外に、必要に応じ関係書類を提出していただく場合があります。</p>	

まずは、ご相談ください。熱海商工会議所 TEL0557-81-9251